

議第245号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「養育する子」の右に「(法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)」を加え、同号イ中「次条第3号」を「第3条第3号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項本文の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項本文の条例で定める者は、国家公務員の例に準じて別に定める者とする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる職員の子の範囲を拡大する必要があるので提案する。